

○国土交通省告示第千九十八号

建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）の一部の施行に伴い、防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年九月十二日

国土交通大臣 石井 啓一

（防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件の一部改正）

第一条 防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件（昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十二条第十三項第一号、第百二十九条の十三の二及び第百三十六条の二第一号の規定に基づき、防火区画に用いる防火設備等の構造方法を次のように定める。

第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第百十二条第十三項第一号イからニまでに掲げる要件（ニに掲げる要件にあつては、火災により煙が発生した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。）を満たす防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。

一・二 （略）

第二 令第百十二条第十三項第一号イからニまでに掲げる要件（ニに掲げる要件にあつては、火災により温度が急激に上昇した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。）を満たす防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。

一・二 （略）

第三 令第百十二条第十三項第一号イ、ロ及びニに掲げる要件（ニに掲げる要件にあつては、火災により煙が発生した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。）を満たす防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。

一・二 （略）

第四 令第百十二条第十三項第一号イ、ロ及びニに掲げる要件（ニに掲げる要件にあつては、火災により温度が急激に上昇した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。）を満たす防火設備

改正前

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十二条第十四項第一号、第百二十九条の十三の二及び第百三十六条の二第一号の規定に基づき、防火区画に用いる防火設備等の構造方法を次のように定める。

第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第百十二条第十四項第一号イからニまでに掲げる要件（ニに掲げる要件にあつては、火災により煙が発生した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。）を満たす防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。

一・二 （略）

第二 令第百十二条第十四項第一号イからニまでに掲げる要件（ニに掲げる要件にあつては、火災により温度が急激に上昇した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。）を満たす防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。

一・二 （略）

第三 令第百十二条第十四項第一号イ、ロ及びニに掲げる要件（ニに掲げる要件にあつては、火災により煙が発生した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。）を満たす防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。

一・二 （略）

第四 令第百十二条第十四項第一号イ、ロ及びニに掲げる要件（ニに掲げる要件にあつては、火災により温度が急激に上昇した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。）を満たす防火設備

の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。  
一・二 (略)

の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。  
一・二 (略)

（防火区画に用いる遮煙性能を有する防火設備の構造方法を定める件の一部改正）

第二条 防火区画に用いる遮煙性能を有する防火設備の構造方法を定める件（昭和四十八年建設省告示第二千五百六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十二条第十三項第二号、第百二十六条の二第二項及び第百四十五条第一項第二号の規定に基づき、防火区画に用いる遮煙性能を有する防火設備の構造方法を次のように定める。</p> <p>一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第百十二条第十三項第二号に掲げる要件を満たす防火設備又は令第百四十五条第一項第二号に掲げる要件を満たす防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>二 令第百十二条第十三項第一号イ及び第二号ロに掲げる要件を満たす防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>イ・ロ （略）</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十二条第十四項第二号、第百二十六条の二第二項及び第百四十五条第一項第二号の規定に基づき、防火区画に用いる遮煙性能を有する防火設備の構造方法を次のように定める。</p> <p>一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第百十二条第十四項第二号に掲げる要件を満たす防火設備又は令第百四十五条第一項第二号に掲げる要件を満たす防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>二 令第百十二条第十四項第一号イ及び第二号ロに掲げる要件を満たす防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>イ・ロ （略）</p>

（防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の構造方法を定める件の一部改正）

第三条 防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の構造方法を定める件（昭和四十八年建設省告示  
第二千五百六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）<u>第一百二十二条第十五項</u>の規定に基づき、防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の構造方法を次のように定める。</p> <p>建築基準法施行令<u>第一百二十二条第十五項</u>に掲げる要件を満たす防火設備の構造方法は、次の各号に定める場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 風道が、建築基準法施行令<u>第一百二十二条第一項第二号</u>、<u>第四項</u>、<u>第八項</u>、<u>第九項</u>又は<u>第十二項</u>の規定による防火区画を貫通する場合（二以上の階にわたり煙が流出するおそれのない場合その他避難上及び防火上支障がないと認められる場合を除く。）次に掲げる基準に適合し、かつ、別記に規定する漏煙試験に合格した構造の防火ダンパーとすること。</p> <p>イ〜ハ（略）</p> <p>二・三（略）</p>	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）<u>第一百二十二条第十六項</u>の規定に基づき、防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の構造方法を次のように定める。</p> <p>建築基準法施行令<u>第一百二十二条第十六項</u>に掲げる要件を満たす防火設備の構造方法は、次の各号に定める場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 風道が、建築基準法施行令<u>第一百二十二条第一項第二号</u>、<u>第四項</u>、<u>第八項</u>、<u>第九項</u>、<u>第十二項</u>又は<u>第十三項</u>の規定による防火区画を貫通する場合（二以上の階にわたり煙が流出するおそれのない場合その他避難上及び防火上支障がないと認められる場合を除く。）次に掲げる基準に適合し、かつ、別記に規定する漏煙試験に合格した構造の防火ダンパーとすること。</p> <p>イ〜ハ（略）</p> <p>二・三（略）</p>

（風道の耐火構造等の防火区画を貫通する部分等にダンパーを設けないことにつき防火上支障がないと認める場合を指定する件の一部改正）

第四条 風道の耐火構造等の防火区画を貫通する部分等にダンパーを設けないことにつき防火上支障がないと認める場合を指定する件（昭和四十九年建設省告示第千五百七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）<u>第一百二十五条第十五項</u>の規定に基づき、風道の耐火構造等の防火区画を貫通する部分等にダンパーを設けないことにつき防火上支障がないと認める場合を次のように指定し、昭和五十年一月一日から施行する。</p> <p>第三 密閉式燃焼設備等の換気の設備の風道が令<u>第一百二十二条第九項</u>本文の規定による耐火構造又は準耐火構造の外壁（以下「耐火構造等の外壁」という。）を貫通し、かつ、当該風道が次に定めるものである場合</p> <p>イ・ロ （略）</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）<u>第一百二十六条第十六項</u>の規定に基づき、風道の耐火構造等の防火区画を貫通する部分等にダンパーを設けないことにつき防火上支障がないと認める場合を次のように指定し、昭和五十年一月一日から施行する。</p> <p>第三 密閉式燃焼設備等の換気の設備の風道が令<u>第一百二十二条第十項</u>本文の規定による耐火構造又は準耐火構造の外壁（以下「耐火構造等の外壁」という。）を貫通し、かつ、当該風道が次に定めるものである場合</p> <p>イ・ロ （略）</p>

（耐火構造の床又は壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造方法を定める件の一部改正）

第五条 耐火構造の床又は壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造方法を定める件（昭和六十二年建設省告示第千九百号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>耐火構造の床又は壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造方法は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 換気、暖房又は冷房の設備の風道の耐火構造の床又は壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に令第百十二条第十五項に規定する構造の特定防火設備が同項に規定する防火設備を設ける方法により設けられていること。</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>耐火構造の床又は壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造方法は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 換気、暖房又は冷房の設備の風道の耐火構造の床又は壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に令第百十二条第十六項に規定する構造の特定防火設備が同項に規定する防火設備を設ける方法により設けられていること。</p>

（建築基準法施行令第三百三十六条の二第二号の規定に基づく外壁の開口部の面積に関する基準の一部改正）

第六条 建築基準法施行令第三百三十六条の二第二号の規定に基づく外壁の開口部の面積に関する基準（昭和六十二年建設省告示第千九百三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>第一 張り間方向又はけた行方向と直交し、かつ、当該建築物に面する平面（以下「基準面」という。）のそれぞれについて、各開口部の当該基準面への張り間方向又はけた行方向の投影面積（以下「投影面積」という。）を当該開口部に面する令第三百三十六条の二第一号に規定する隣地境界線等（以下「隣地境界線等」という。）又は道路中心線から当該開口部までの水平距離の区分に応じて次の表に掲げる数値で除して得た数値を合計したものが一を超えないものであること。この場合において、常時閉鎖式防火戸である甲種防火戸若しくは乙種防火戸、その他の甲種防火戸若しくは乙種防火戸で令第一百十二条第十三項第一号に定める構造のもの又ははめぐろし戸である乙種防火戸を設けた開口部以外の開口部の投影面積は、当該投影面積の一・五倍であるものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">（表 略）</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>第一 張り間方向又はけた行方向と直交し、かつ、当該建築物に面する平面（以下「基準面」という。）のそれぞれについて、各開口部の当該基準面への張り間方向又はけた行方向の投影面積（以下「投影面積」という。）を当該開口部に面する令第三百三十六条の二第一号に規定する隣地境界線等（以下「隣地境界線等」という。）又は道路中心線から当該開口部までの水平距離の区分に応じて次の表に掲げる数値で除して得た数値を合計したものが一を超えないものであること。この場合において、常時閉鎖式防火戸である甲種防火戸若しくは乙種防火戸、その他の甲種防火戸若しくは乙種防火戸で令第一百十二条第十四項第一号及び第三号に定める構造のもの又ははめぐろし戸である乙種防火戸を設けた開口部以外の開口部の投影面積は、当該投影面積の一・五倍であるものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">（表 略）</p>

(準耐火構造の壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造方法を定める件の一部改正)

第七条 準耐火構造の壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造方法を定める件(平成五年建設省告示第千四百二十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>準耐火構造の壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>一 給水管、配電管その他の管と準耐火構造の壁との隙間がモルタルその他の不燃材料で埋められていること。</p> <p>二 (略)</p> <p>三 換気、暖房又は冷房の設備の風道の準耐火構造の壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に令第百十二条第十五項に規定する構造の防火設備（令第百十四条第五項の規定において準用する令第百十二条第十五項に規定する構造の防火設備に限る。）が同項に規定する防火設備を設ける方法により設けられていること。</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>準耐火構造の壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>一 給水管、配電管その他の管と準耐火構造の壁とのすき間がモルタルその他の不燃材料で埋められていること。</p> <p>二 (略)</p> <p>三 換気、暖房又は冷房の設備の風道の準耐火構造の壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に令第百十二条第十六項に規定する構造の防火設備（令第百十四条第五項の規定において準用する令第百十二条第十六項に規定する構造の防火設備に限る。）が同項に規定する防火設備を設ける方法により設けられていること。</p>

（建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定める件の一部改正）

第八条 建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定める件（平成十二年建設省告示第千三百四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



改正後	改正前
<p>第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第三十八条第三項に規定する建築物の基礎の構造は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度（改良された地盤にあつては、改良後の許容応力度とする。以下同じ。）が一平方メートルにつき二十キロニュートン未満の場合にあつては基礎ぐいを用いた構造と、一平方メートルにつき二十キロニュートン以上三十キロニュートン未満の場合にあつては基礎ぐいを用いた構造又はべた基礎と、一平方メートルにつき三十キロニュートン以上の場合にあつては基礎ぐいを用いた構造、べた基礎又は布基礎としなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十五条第二項、第五項又は第六項に規定する仮設建築物（同法第六条第一項第二号及び第三号に掲げる建築物を除く。）に用いる基礎である場合</p> <p>2 2 4 4 （略）</p>	<p>第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第三十八条第三項に規定する建築物の基礎の構造は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度（改良された地盤にあつては、改良後の許容応力度とする。以下同じ。）が一平方メートルにつき二十キロニュートン未満の場合にあつては基礎ぐいを用いた構造と、一平方メートルにつき二十キロニュートン以上三十キロニュートン未満の場合にあつては基礎ぐいを用いた構造又はべた基礎と、一平方メートルにつき三十キロニュートン以上の場合にあつては基礎ぐいを用いた構造、べた基礎又は布基礎としなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十五条第二項又は第五項に規定する仮設建築物（同法第六条第一項第二号及び第三号に掲げる建築物を除く。）に用いる基礎である場合</p> <p>2 2 4 4 （略）</p>

（防火設備の構造方法を定める件の一部改正）

第九条 防火設備の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>第一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百九条の二に定める技術的基準に適合する防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>一 建築基準法施行令第百十四条第五項において読み替えて準用する同令第百十二条第十五項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものとする。</p> <p>二、四（略）</p>
改正前	<p>第一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百九条の二に定める技術的基準に適合する防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>一 建築基準法施行令第百十四条第五項において読み替えて準用する同令第百十二条第十六項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものとする。</p> <p>二、四（略）</p>

（防火区画を貫通する風道に防火設備を設ける方法を定める件の一部改正）

第十条 防火区画を貫通する風道に防火設備を設ける方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百七十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十二条第十五項の規定に基づき、防火区画を貫通する風道に防火設備を設ける方法を次のように定める。</p> <p>第二 換気、暖房又は冷房の設備の風道が建築基準法施行令第百十二条第十四項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する部分に近接する部分に防火設備を設ける場合にあつては、当該防火設備と当該防火区画との間の風道は、厚さ一・五ミリメートル以上の鉄板で造り、又は鉄網モルタル塗その他の不燃材料で被覆すること。</p>
改正前	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十二条第十六項の規定に基づき、防火区画を貫通する風道に防火設備を設ける方法を次のように定める。</p> <p>第二 換気、暖房又は冷房の設備の風道が建築基準法施行令第百十二条第十五項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する部分に近接する部分に防火設備を設ける場合にあつては、当該防火設備と当該防火区画との間の風道は、厚さ一・五ミリメートル以上の鉄板でつくり、又は鉄網モルタル塗その他の不燃材料で被覆すること。</p>

（建築物の界壁、間仕切壁又は隔壁を貫通する風道に設ける防火設備の構造方法を定める件の一部  
改正）

第十一条 建築物の界壁、間仕切壁又は隔壁を貫通する風道に設ける防火設備の構造方法を定める件  
（平成十二年建設省告示第千三百七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十四条第五項において準用する同令第百十二条第十五項の規定に基づき、建築物の界壁、間仕切壁又は隔壁を貫通する風道に設ける防火設備の構造方法を次のように定める。</p> <p>通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後四十五分間加熱面以外の面に火炎を出さない防火設備の構造方法は、特定防火設備とすることとする。</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十四条第五項において準用する同令第百十二条第十六項の規定に基づき、建築物の界壁、間仕切壁又は隔壁を貫通する風道に設ける防火設備の構造方法を次のように定める。</p> <p>通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後四十五分間加熱面以外の面に火炎を出さない防火設備の構造方法は、特定防火設備とすることとする。</p>

（建築物に設ける換気、暖房又は冷房の設備の風道及びダストシュート、メー ルシュート、リネンシュートその他これらに類するものの設置に関して防火上支障がない部分を定める件の一部改正）

第十二条 建築物に設ける換気、暖房又は冷房の設備の風道及びダストシュート、メー ルシュート、リネンシュートその他これらに類するものの設置に関して防火上支障がない部分を定める件（平成十二年建設省告示第千四百十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



改正後	改正前
<p>建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百二十九条の二の五第一項第六号に規定する防火上支障がない部分は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 下宿の各宿泊室、住宅の各住戸又は寄宿舍の各寝室（以下「各宿泊室等」という。）又は各居室（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）別表第一（イ）欄（二）項に掲げる用途の特殊建築物以外の特殊建築物の居室を除き、附属して設けられる便所、浴室、洗面所その他これらに類するものを含む。）及び便所、浴室、洗面所その他これらに類するもの（以下「各居室等」という。）に設ける換気、暖房又は冷房の設備（以下「換気設備等」という。）で、各宿泊室等（各居室等が二以上の階を有する場合にあつては、当該各宿泊室等の各階）又は各居室等の当該部分ごとに設ける換気設備等（令第二十条の三第二項に規定する換気設備を除く。以下同じ。）の風道（各宿泊室等又は各居室等以外の居室を經由することなく外気に開放されるものに限る。）で次のイ又はロのいずれかに該当するもの</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 延焼のおそれのある外壁の当該風道の開口部に令第九十九条に規定する防火設備又は令百十二条第十五項に規定する特定防火設備（法第二条第九号の二に規定する防火設備によって区画すべき準耐火構造の防火区画を貫通する場合にあつては、法第二条第九号の二に規定する防火設備）を設けたもの</p>	<p>建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百二十九条の二の五第一項第六号に規定する防火上支障がない部分は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 下宿の各宿泊室、住宅の各住戸又は寄宿舍の各寝室（以下「各宿泊室等」という。）又は各居室（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）別表第一（イ）欄（二）項に掲げる用途の特殊建築物以外の特殊建築物の居室を除き、附属して設けられる便所、浴室、洗面所その他これらに類するものを含む。）及び便所、浴室、洗面所その他これらに類するもの（以下「各居室等」という。）に設ける換気、暖房又は冷房の設備（以下「換気設備等」という。）で、各宿泊室等（各居室等が二以上の階を有する場合にあつては、当該各宿泊室等の各階）又は各居室等の当該部分ごとに設ける換気設備等（令第二十条の三第二項に規定する換気設備を除く。以下同じ。）の風道（各宿泊室等又は各居室等以外の居室を經由することなく外気に開放されるものに限る。）で次のイ又はロのいずれかに該当するもの</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 延焼のおそれのある外壁の当該風道の開口部に令第九十九条に規定する防火設備又は令百十二条第十六項に規定する特定防火設備（法第二条第九号の二に規定する防火設備によって区画すべき準耐火構造の防火区画を貫通する場合にあつては、法第二条第九号の二に規定する防火設備）を設けたもの</p>

（火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分  
を定める件の一部改正）

第十三条 火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部  
分を定める件（平成十二年建設省告示第千四百三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げ  
る規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百二十六条の二第一項第五号に規定する火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分は、次に掲げるものとする。

一～三 （略）

四 次のイからホまでのいずれかに該当する建築物の部分

イ～ハ （略）

二 高さ三十一メートル以下の建築物の部分（法別表第一(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物の主たる用途に供する部分で、地階に存するものを除く。）で、室（居室を除く。）にあつては(一)又は(二)に、居室にあつては(三)又は(四)に該当するもの

(一) 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でし、かつ、屋外に面する開口部以外の開口部のうち、居室又は避難の用に供する部分に面するものに法第二条第九号の二口に規定する防火設備で令第一百十二条第十三項第一号に規定する構造であるものを、それ以外のものに戸又は扉を、それぞれ設けたもの

(二) （略）

(三) 床面積百平方メートル以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二口に規定する防火設備で令第一百十二条第十三項第一号に規定する構造であるものによつて区画され、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたもの

(四) （略）

ホ 高さ三十一メートルを超える建築物の床面積百平方メートル以下の室で、耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二に規定する防火設備で令第一百十二条第十三項第一号に規定する構造であるもので区画され、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕

改正前

建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百二十六条の二第一項第五号に規定する火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分は、次に掲げるものとする。

一～三 （略）

四 次のイからホまでのいずれかに該当する建築物の部分

イ～ハ （略）

二 高さ三十一メートル以下の建築物の部分（法別表第一(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物の主たる用途に供する部分で、地階に存するものを除く。）で、室（居室を除く。）にあつては(一)又は(二)に、居室にあつては(三)又は(四)に該当するもの

(一) 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でし、かつ、屋外に面する開口部以外の開口部のうち、居室又は避難の用に供する部分に面するものに法第二条第九号の二口に規定する防火設備で令第一百十二条第十四項第一号に規定する構造であるものを、それ以外のものに戸又は扉を、それぞれ設けたもの

(二) （略）

(三) 床面積百平方メートル以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二口に規定する防火設備で令第一百十二条第十四項第一号に規定する構造であるものによつて区画され、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたもの

(四) （略）

ホ 高さ三十一メートルを超える建築物の床面積百平方メートル以下の室で、耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二に規定する防火設備で令第一百十二条第十四項第一号に規定する構造であるもので区画され、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕

上げを準不燃材料としたもの

上げを準不燃材料としたもの

（通常の火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特殊な構造の排煙設備の構造方法を定める件の一部改正）

第十四条 通常の火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特殊な構造の排煙設備の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千四百三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百二十六条の三第二項に規定する通常の火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特殊な構造の排煙設備の構造方法は、次のとおりとする。

一 各室において給気及び排煙を行う排煙設備の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ 当該排煙設備は、次に定める基準に適合する建築物の部分に設けられるものであること。

(1) 床面積が千五百平方メートル以内の室（準耐火構造の壁若しくは床又は建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第二条第九号の二に規定する防火設備で令第一百十二条第十三項第二号に規定する構造のものでその他の部分と区画されたものに限る。）であること。

(2) (略)

ロ（二）(略)

二 複数の室を統合した給気及び各室ごとに排煙を行う排煙設備の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ 当該排煙設備は、次に定める基準に適合する建築物の部分に設けられるものであること。

(1) 準耐火構造の壁若しくは床又は法第二条第九号の二に規定する防火設備で令第一百十二条第十三項第二号に規定する構造のものでその他の部分と区画されていること。

(2) 当該排煙設備を設ける建築物の部分には、準耐火構造の壁若しくは床又は法第二条第九号の二に規定する防火設備で令第一百十二条第十三項第二号に規定する構造のもの（ハ(2)（ロ）の規定によりガラリその他の圧力調整装置を設けた場合にあつては、法第二条第九号の二に規定する防火設備）で区画され、ハ(1)に定める給気口を設けた付室（以下「給気室」という。）を

改正前

建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百二十六条の三第二項に規定する通常の火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特殊な構造の排煙設備の構造方法は、次のとおりとする。

一 各室において給気及び排煙を行う排煙設備の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ 当該排煙設備は、次に定める基準に適合する建築物の部分に設けられるものであること。

(1) 床面積が千五百平方メートル以内の室（準耐火構造の壁若しくは床又は建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第二条第九号の二に規定する防火設備で令第一百十二条第十四項第二号に規定する構造のものでその他の部分と区画されたものに限る。）であること。

(2) (略)

ロ（二）(略)

二 複数の室を統合した給気及び各室ごとに排煙を行う排煙設備の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ 当該排煙設備は、次に定める基準に適合する建築物の部分に設けられるものであること。

(1) 準耐火構造の壁若しくは床又は法第二条第九号の二に規定する防火設備で令第一百十二条第十四項第二号に規定する構造のものでその他の部分と区画されていること。

(2) 当該排煙設備を設ける建築物の部分には、準耐火構造の壁若しくは床又は法第二条第九号の二に規定する防火設備で令第一百十二条第十四項第二号に規定する構造のもの（ハ(2)（ロ）の規定によりガラリその他の圧力調整装置を設けた場合にあつては、法第二条第九号の二に規定する防火設備）で区画され、ハ(1)に定める給気口を設けた付室（以下「給気室」という。）を

<p>設け、当該給気室を通じて直通階段に通じていること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 防煙区画室の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める構造の給気口を設けること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 給気室以外の室 次に定める基準に適合する構造</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) 当該給気口から給気室に通ずる建築物の部分（以下「連絡経路」という。）が次に定める基準に適合すること。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 吹抜きとなっている部分、昇降機の昇降路の部分その他これらに類する部分に面する開口部（法第二条第九号の二ロに規定する防火設備で令百十二条第十三項第二号に規定する構造のものが設けられたものを除く。）が設けられないこと。</p> <p>(iii)・(iv) (略)</p> <p>ニ (略)</p>	<p>設け、当該給気室を通じて直通階段に通じていること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 防煙区画室の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める構造の給気口を設けること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 給気室以外の室 次に定める基準に適合する構造</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) 当該給気口から給気室に通ずる建築物の部分（以下「連絡経路」という。）が次に定める基準に適合すること。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 吹抜きとなっている部分、昇降機の昇降路の部分その他これらに類する部分に面する開口部（法第二条第九号の二ロに規定する防火設備で令百十二条第十四項第二号に規定する構造のものが設けられたものを除く。）が設けられないこと。</p> <p>(iii)・(iv) (略)</p> <p>ニ (略)</p>
---	---

（階避難安全検証法に関する算出方法等を定める件の一部改正）

第十五条 階避難安全検証法に関する算出方法等を定める件（平成十二年建設省告示第千四百四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



改正後

<p>第八 (略)</p> <p>2 前項の煙等発生量は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 火災室以外の室にあつては、火災室と当該室を遮る壁及び開口部の構造の種類に応じ、それぞれ次の表に掲げる式によって計算した数値(単位 一分につき立方メートル)</p>	<p>(略)</p>	<p>準耐火構造の壁又は不燃材料で覆われた壁の開口部に令第百十二条第十三項第二号に規定する防火設備が設けられている場合</p>	$V_s = 0.2A_{op}$
		<p>準耐火構造の壁又は不燃材料で覆われた壁の開口部に令第百十二条第十三項第二号に規定する防火設備が設けられ、かつ、平成十二年建設省告示第千四百三十七号第二号イ、ロ(1)、(3)及び(5)、ハ(1)(i)、(ii)イ及び(2)並びにニの規定に適合する構造の排煙設備が設けられている場合</p>	$V_s = 0.2A_{op}$
<p>3・4 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>準耐火構造の壁又は不燃材料で覆われた壁の開口部に令第百十二条第十三項第一号に規定する防火設備が設けられている場合</p>	$V_s = 2A_{op}$
		<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

改正前

<p>第八 (略)</p> <p>2 前項の煙等発生量は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 火災室以外の室にあつては、火災室と当該室を遮る壁及び開口部の構造の種類に応じ、それぞれ次の表に掲げる式によって計算した数値(単位 一分につき立方メートル)</p>	<p>(略)</p>	<p>準耐火構造の壁又は不燃材料で覆われた壁の開口部に令第百十二条第十四項第二号に規定する防火設備が設けられている場合</p>	$V_s = 0.2A_{op}$
		<p>準耐火構造の壁又は不燃材料で覆われた壁の開口部に令第百十二条第十四項第二号に規定する防火設備が設けられ、かつ、平成十二年建設省告示第千四百三十七号第二号イ、ロ(1)、(3)及び(5)、ハ(1)(i)、(ii)イ及び(2)並びにニの規定に適合する構造の排煙設備が設けられている場合</p>	$V_s = 0.2A_{op}$
<p>3・4 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>準耐火構造の壁又は不燃材料で覆われた壁の開口部に令第百十二条第十四項第一号に規定する防火設備が設けられている場合</p>	$V_s = 2A_{op}$
		<p>(略)</p>	<p>(略)</p>



(全館避難安全検証法に関する算出方法等を定める件の一部改正)

第十六条 全館避難安全検証法に関する算出方法等を定める件(平成十二年建設省告示第千四百四十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

<p>3 5</p> <p>(略)</p>	<p>第四 (略)</p> <p>2 前項の煙等発生量は、次に掲げるものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 火災室以外の室にあつては、火災室と当該室を遮る壁及び開口部の構造の種類に応じ、それぞれ次の表の式によって計算した数値(単位 一分につき立方メートル)</p>	<p>(略)</p>	<p>準耐火構造の壁又は不燃材料で覆われた壁の開口部に令第百十二条第十三項第二号に規定する防火設備が設けられている場合</p>	$V_s = 0.2A_{op}$
		<p>準耐火構造の壁又は不燃材料で覆われた壁の開口部に令第百十二条第十三項第二号に規定する防火設備が設けられ、かつ、平成十二年建設省告示第千四百三十七号第二号イ、ロ(1)、(3)及び(5)、ハ(1)(i)、(ii)イ及び(2)並びにニの規定に適合する構造の排煙設備が設けられている場合</p>	$V_s = 0.2A_{op}$	
		<p>準耐火構造の壁又は不燃材料で覆われた壁の開口部に令第百十二条第十三項第一号に規定する防火設備が設けられている場合</p>	$V_s = 2A_{op}$	

改正前

<p>3 5</p> <p>(略)</p>	<p>第四 (略)</p> <p>2 前項の煙等発生量は、次に掲げるものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 火災室以外の室にあつては、火災室と当該室を遮る壁及び開口部の構造の種類に応じ、それぞれ次の表の式によって計算した数値(単位 一分につき立方メートル)</p>	<p>(略)</p>	<p>準耐火構造の壁又は不燃材料で覆われた壁の開口部に令第百十二条第十四項第二号に規定する防火設備が設けられている場合</p>	$V_s = 0.2A_{op}$
		<p>準耐火構造の壁又は不燃材料で覆われた壁の開口部に令第百十二条第十四項第二号に規定する防火設備が設けられ、かつ、平成十二年建設省告示第千四百三十七号第二号イ、ロ(1)、(3)及び(5)、ハ(1)(i)、(ii)イ及び(2)並びにニの規定に適合する構造の排煙設備が設けられている場合</p>	$V_s = 0.2A_{op}$	
		<p>準耐火構造の壁又は不燃材料で覆われた壁の開口部に令第百十二条第十四項第一号に規定する防火設備が設けられている場合</p>	$V_s = 2A_{op}$	



（建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件の一部改正）

第十七条 建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件（平成十二年建設省告示第千四百四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

第一 建築基準法（以下「法」という。）第三十七条の建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である部分に使用する建築材料で同条第一号又は第二号のいずれかに該当すべきものは、次に掲げるものとする。ただし、法第二十条第一項第一号の規定による国土交通大臣の認定を受けた構造方法を用いる建築物に使用される建築材料で平成十二年建設省告示第千四百六十一号第九号ハの規定に適合するもの、現に存する建築物又は建築物の部分（法第三十七条の規定又は法第四十条の規定に基づく条例の建築材料の品質に関する制限を定めた規定に違反した建築物又は建築物の部分を除く。）に使用されている建築材料及び建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第三百三十八条第一項に規定する工作物でその存続期間が二年以内のものに使用される建築材料にあつては、この限りでない。	一 降伏点又は〇・二パーセント耐力（ステンレス鋼にあつては、〇・一パーセント耐力）	(い)	建築材料の区分
		(ろ)	品質基準
		(は)	測定方法等

別表第二（品質基準及びその測定方法等）

一 〇・二二三（略）

改正前

第一 建築基準法（以下「法」という。）第三十七条の建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である部分に使用する建築材料で同条第一号又は第二号のいずれかに該当すべきものは、次に掲げるものとする。ただし、法第二十条第一項第一号の規定による国土交通大臣の認定を受けた構造方法を用いる建築物に使用される建築材料で平成十二年建設省告示第千四百六十一号第九号ハの規定に適合するもの、法第八十五条第五項の規定による特定行政庁の許可を受けた仮設建築物に使用される建築材料及び現に存する建築物又は建築物の部分（法第三十七条の規定又は法第四十条の規定に基づく条例の建築材料の品質に関する制限を定めた規定に違反した建築物又は建築物の部分を除く。）に使用されている建築材料にあつては、この限りでない。	一 降伏点又は〇・二パーセント耐力（ステンレス鋼にあつては、〇・一パーセント耐力）	(い)	建築材料の区分
		(ろ)	品質基準
		(は)	測定方法等

別表第二（品質基準及びその測定方法等）

一 〇・二二三（略）

(略)		
	(略)	<p>の上下限、降伏比、引張強さ及び伸びの基準値が定められていること。</p> <p>ただし、令第三章第八節に規定する構造計算を行わない建築物に用いられるものの強度は、次の数値を満たすこと。</p>
	イ・ロ (略)	

(略)		
	(略)	<p>の上下限、降伏比、引張強さ及び伸びの基準値が定められていること。</p> <p>ただし、建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。)第三章第八節に規定する構造計算を行わない建築物に用いられるものの強度は、次の数値を満たすこと。</p>
	イ・ロ (略)	



（鉄骨造の柱の脚部を基礎に緊結する構造方法の基準を定める件の一部改正）

第十八条 鉄骨造の柱の脚部を基礎に緊結する構造方法の基準を定める件（平成十二年建設省告示第千四百五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>建築基準法施行令（以下「令」という。）第六十六条に規定する鉄骨造の柱の脚部は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十五条第二項、第五項又は第六項に規定する仮設建築物（同法第六条第一項第二号及び第三号に掲げる建築物を除く。）のものを除き、次の各号のいずれかに定める構造方法により基礎に緊結しなければならない。ただし、第一号（ロ及びハを除く。）、第二号（ハを除く。）及び第三号の規定は、令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算を行った場合においては、適用しない。</p> <p>一 三 （略）</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>建築基準法施行令（以下「令」という。）第六十六条に規定する鉄骨造の柱の脚部は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十五条第二項又は第五項に規定する仮設建築物（同法第六条第一項第二号及び第三号に掲げる建築物を除く。）のものを除き、次の各号のいずれかに定める構造方法により基礎に緊結しなければならない。ただし、第一号（ロ及びハを除く。）、第二号（ハを除く。）及び第三号の規定は、令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算を行った場合においては、適用しない。</p> <p>一 三 （略）</p>

（膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件の一部改正）

第十九条 膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十四年国土交通省告示第六百六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>第一 (略)</p> <p>2 膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法は、次に掲げる膜構造の種類に応じてそれぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 骨組膜構造 次のイからホまでに定めるところによること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 構造耐力上主要な部分に用いる膜面（張力を導入した膜材料等及び当該膜材料等と一体となる骨組又は構造用ケーブルにより荷重及び外力を負担するものをいう。以下同じ。）の水平投影面積又は鉛直投影面積のうち最も大きい面積（以下「膜面の投影面積」という。）の建築物全体における合計は、千平方メートル以下とすること。ただし、第五に定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた建築基準法（昭和二十五年法律第百一十号）第八十五条第二項、第五項若しくは第六項に規定する仮設建築物（以下単に「仮設建築物」という。）であつて強風時において当該仮設建築物を撤去することを条件として特定行政庁の許可を受けた場合又は次に定める構造方法とした場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(1) (3) (略)</p> <p>ハ ホ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>3 8 (略)</p>
改正前	<p>第一 (略)</p> <p>2 膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法は、次に掲げる膜構造の種類に応じてそれぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 骨組膜構造 次のイからホまでに定めるところによること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 構造耐力上主要な部分に用いる膜面（張力を導入した膜材料等及び当該膜材料等と一体となる骨組又は構造用ケーブルにより荷重及び外力を負担するものをいう。以下同じ。）の水平投影面積又は鉛直投影面積のうち最も大きい面積（以下「膜面の投影面積」という。）の建築物全体における合計は、千平方メートル以下とすること。ただし、第五に定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた建築基準法（昭和二十五年法律第百一十号）第八十五条第二項若しくは第五項に規定する仮設建築物（以下単に「仮設建築物」という。）であつて強風時において当該仮設建築物を撤去することを条件として特定行政庁の許可を受けた場合又は次に定める構造方法とした場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(1) (3) (略)</p> <p>ハ ホ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>3 8 (略)</p>

（確認審査等に関する指針の一部改正）

第二十条 確認審査等に関する指針（平成十九年国土交通省告示第八百三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

第一 確認審査に関する指針

(略)

2 (略)

3 申請等に係る建築物等の計画が、法第六条第一項（法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する建築基準関係規定（以下単に「建築基準関係規定」という。）に適合するかどうかの審査（法第二十条第一項第一号に定める基準（同号の政令で定める基準に従った構造計算によって安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けたものであることに係る部分に限る。）又は令第八十一条第二項又は第三項に規定する基準に適合するかどうかの審査（次項において「構造計算の確認審査」という。）を除く。）は、次の各号に定めるところによるものとする。

一〇九 (略)

十 申請等に係る建築物等が、法第三十九条第二項、第四十条（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、第四十三条第三項、第四十九条から第五十条まで又は第六十八条の二第一項（法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第六十八条の九第一項の規定に基づく条例（法第八十七条第二項又は第三項においてこれらの規定に基づく条例の規定を準用する場合を含む。）又は第六十八条の九第二項の規定に基づく条例の規定の適用を受ける建築物、建築設備又は工作物である場合にあつては、第一号の規定によるほか、施行規則第一条の三第七項、第二条の二第四項又は第三条第六項（これらの規定を施行規則第八条の二第一項、第五項又は第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき特定行政庁が申請書に添えるべき図書として規則で定める図書に記載すべきものとされる事項が記載された図書により当該条例の規定に適合しているかどうかを審査すること。

改正前

第一 確認審査に関する指針

(略)

2 (略)

3 申請等に係る建築物等の計画が、法第六条第一項（法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する建築基準関係規定（以下単に「建築基準関係規定」という。）に適合するかどうかの審査（法第二十条第一項第一号に定める基準（同号の政令で定める基準に従った構造計算によって安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けたものであることに係る部分に限る。）又は令第八十一条第二項又は第三項に規定する基準に適合するかどうかの審査（次項において「構造計算の確認審査」という。）を除く。）は、次の各号に定めるところによるものとする。

一〇九 (略)

十 申請等に係る建築物等が、法第三十九条第二項、第四十条（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、第四十三条第二項、第四十九条から第五十条まで又は第六十八条の二第一項（法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第六十八条の九第一項の規定に基づく条例（法第八十七条第二項又は第三項においてこれらの規定に基づく条例の規定を準用する場合を含む。）又は第六十八条の九第二項の規定に基づく条例の規定の適用を受ける建築物、建築設備又は工作物である場合にあつては、第一号の規定によるほか、施行規則第一条の三第七項、第二条の二第四項又は第三条第六項（これらの規定を施行規則第八条の二第一項、第五項又は第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき特定行政庁が申請書に添えるべき図書として規則で定める図書に記載すべきものとされる事項が記載された図書により当該条例の規定に適合しているかどうかを審査すること。

4  
·  
5  
  
(略)

4  
·  
5  
  
(略)

（確認審査等に関する指針に従って確認審査等を行ったことを証する書類の様式を定める件の一部  
改正）

第二十一条 確認審査等に関する指針に従って確認審査等を行ったことを証する書類の様式を定める  
件（平成十九年国土交通省告示第八百八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する  
改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。



改正後

第一号様式（第一第一号関係）

(い)		(ろ)	(は)
条項	見出し		
(略)			
(削る)			
<u>法第24条</u>	建築物が第22条第1項の市街地の区域の内外にわたる場合の措置		<input type="checkbox"/>
(略)			
法第53条	建蔽率		
(略)			
法第54条	第一種低層住居専用地域等内における外壁の後退距離		<input type="checkbox"/>
法第55条	第一種低層住居専用地域		

改正前

第一号様式（第一第一号関係）

(い)		(ろ)	(は)
条項	見出し		
(略)			
法第24条	木造建築物等である特殊建築物の外壁等		<input type="checkbox"/>
<u>法第24条の2</u>	建築物が第22条第1項の市街地の区域の内外にわたる場合の措置		<input type="checkbox"/>
(略)			
法第53条	建ぺい率		
(略)			
法第54条	第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内における外壁の後退距離		<input type="checkbox"/>
法第55条	第一種低層住居専用地域		

等内における建築物の高さの限度		
(略)		
(略)		
(略)		
法第68条の5の6	地区計画等の区域内における建築物の建蔽率の特例	<input type="checkbox"/>
(略)		
(略)		

(注意事項)

1. ～ 3. (略)
4. 確認審査を行った建築物が法第39条第2項、法第40条、法第43条第3項、法第43条の2、法第49条から法第50条まで、法第68条の2第1項若しくは法第68条の9第1項の規定に基づく条例（これらの規定に基づく条例の規定を法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）、法第68条の9第2項の規定に基づく条例又は令第9条に掲げる法律の規定に基づく条例の規定の適用を受ける場合は、当該条例の名称及び適用を受ける規定を備考欄に記載し、又は別紙に記載して添えてください。
5. (略)

又は第二種低層住居専用地域内における建築物の高さの限度		
(略)		
(略)		
(略)		
法第68条の5の6	地区計画等の区域内における建築物の建ぺい率の特例	<input type="checkbox"/>
(略)		
(略)		

(注意事項)

1. ～ 3. (略)
4. 確認審査を行った建築物が法第39条第2項、法第40条、法第43条第2項、法第43条の2、法第49条から法第50条まで、法第68条の2第1項若しくは法第68条の9第1項の規定に基づく条例（これらの規定に基づく条例の規定を法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）、法第68条の9第2項の規定に基づく条例又は令第9条に掲げる法律の規定に基づく条例の規定の適用を受ける場合は、当該条例の名称及び適用を受ける規定を備考欄に記載し、又は別紙に記載して添えてください。
5. (略)

第二号様式 (第一二号関係)

(表 略)

(注意事項)

1. ～ 3. (略)

4. 確認審査を行った建築設備が法第39条第2項、法第40条、法第43条第3項、法第43条の2、法第49条から法第50条まで、法第68条の2第1項若しくは法第68条の9第1項の規定に基づく条例（これらの規定に基づく条例の規定を法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）、法第68条の9第2項の規定に基づく条例又は令第9条に掲げる法律の規定に基づく条例の規定の適用を受ける場合は、当該条例の名称及び適用を受ける規定を備考欄に記載し、又は別紙に記載して添えてください。

5. (略)

第四号様式 (第二一号関係)

条項	(い)	(ろ)	(は)	
			目視検査	動作確認
(略)				
(削る)				
<u>法第24条</u>	建築物が第22条第1項の市街地の区域の内外にわたる場合の措置		<input type="checkbox"/>	

第二号様式 (第一二号関係)

(表 略)

(注意事項)

1. ～ 3. (略)

4. 確認審査を行った建築設備が法第39条第2項、法第40条、法第43条第2項、法第43条の2、法第49条から法第50条まで、法第68条の2第1項若しくは法第68条の9第1項の規定に基づく条例（これらの規定に基づく条例の規定を法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）、法第68条の9第2項の規定に基づく条例又は令第9条に掲げる法律の規定に基づく条例の規定の適用を受ける場合は、当該条例の名称及び適用を受ける規定を備考欄に記載し、又は別紙に記載して添えてください。

5. (略)

第四号様式 (第二一号関係)

条項	(い)	(ろ)	(は)	
			目視検査	動作確認
(略)				
<u>法第24条</u>	木造建築物等である特殊建築物の外壁等		<input type="checkbox"/>	
<u>法第24条の2</u>	建築物が第22条第1項の市街地の区域の内外にわたる場合の措置		<input type="checkbox"/>	

(略)				
(略)				
(略)				
法第53条	建蔽率			
(略)				
法第54条	第一種低層住居専用地域等内における外壁の後退距離		<input type="checkbox"/>	
法第55条	第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さの限度			
(略)				
(略)				
(略)				
法第68条の5の6	地区計画等の区域内における建築物の <u>建蔽率</u> の特例		<input type="checkbox"/>	

(略)				
(略)				
(略)				
法第53条	建ぺい率			
(略)				
法第54条	第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内における外壁の後退距離		<input type="checkbox"/>	
法第55条	第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内における建築物の高さの限度			
(略)				
(略)				
(略)				
法第68条の5の6	地区計画等の区域内における建築物の <u>建ぺい率</u> の特例		<input type="checkbox"/>	

(略)	(略)
(略)	(略)

（建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件の一部改正）

第二十二條 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

(略)	二 建 築 物 の 外 部			(略)	(略)	別表	改正後				
	(略)	(略)	(五)					(略)	(イ) 調査項目		
		(略)	外壁							(ロ) 調査方法	
			(略)								等 躯体
(略)	の状況 火対策 分の防 ある部 そのの 焼のお 部で延 の開口 び外壁 軒裏及 外壁、 設計図書等 により確認 する。	法第二十三条、 第二十五条又は 第六十四条の規 定に適合しない こと。									

(略)	二 建 築 物 の 外 部			(略)	(略)	別表	改正前				
	(略)	(略)	(五)					(略)	(イ) 調査項目		
		(略)	外壁							(ロ) 調査方法	
			(略)								等 躯体
(略)	の状況 火対策 分の防 ある部 そのの 焼のお 部で延 の開口 び外壁 軒裏及 外壁、 設計図書等 により確認 する。	法第二十三条、 第二十四条、第 二十五条又は第 六十四条の規定 に適合しないこ と。									

四 建 築 物 の 内 部				
(一)	(二)・(三)	(四)	(五)	(六)・(七)
壁 内 室 内 面 に する 部分			防 火 区 画	
耐 火 間 準 の 確 保	(略)	(略)	令 第 百 二 十 二 条 第 十 二 項 に 規 定 する 区 画 の 状 況	(略)
一 時 準 耐 火 性 能 等				設 計 図 書 等 に よ り 確 認 する。
設 計 図 書 等 に よ り 確 認 する。				令 第 百 二 十 二 条 第 十 二 項 の 規 定 に 適 合 し ない こと 。 た だ し 、 令 第 百 二 十 九 条 の 二 第 一 項 の 規 定 が 適 用 さ れ 、 か つ 全 館 避 難 安 全 性 に 影 響 を 及 ぼ す 修 繕 等 が 行 わ れ て い ない 場 合 を 除 く。
次 に 掲 げ る 各 号 の い ず れ か に 該 当 する こと。				

四 建 築 物 の 内 部				
(一)	(二)・(三)	(四)	(五)	(六)・(七)
壁 内 室 内 面 に する 部分			防 火 区 画	
耐 火 間 準 の 確 保	(略)	(略)	令 第 百 二 十 二 条 第 十 三 項 又 は 第 十 二 項 に 規 定 する 区 画 の 状 況	(略)
一 時 準 耐 火 性 能 等				設 計 図 書 等 に よ り 確 認 する。
設 計 図 書 等 に よ り 確 認 する。				令 第 百 二 十 二 条 第 十 二 項 又 は 第 十 三 項 の 規 定 に 適 合 し ない こと 。 た だ し 、 令 第 百 二 十 九 条 の 二 第 一 項 の 規 定 が 適 用 さ れ 、 か つ 全 館 避 難 安 全 性 に 影 響 を 及 ぼ す 修 繕 等 が 行 わ れ て い ない 場 合 を 除 く。
次 に 掲 げ る 各 号 の い ず れ か に 該 当 する こと。				



基準 に適 合す る準 耐火 構造 の壁 、耐 火構 造の 壁又 は準 耐火 構造 の壁 （防 火区 画を 構成 する 壁に 限る 。）	の状 況
--	---------

(一) 令第百十二 条第一項から 第四項まで又 は第十二項（ 令第百二十九 条の二第一項 の規定が適用 され、かつ、 全館避難安全 性能に影響を 及ぼす修繕等 が行われてい ない場合にあ っては、第十 二項を除く。 ）の規定によ る防火区画 一時間準耐火 基準に適合し ないこと。	(二) (略)	(三) 令第百十二 条第九項又は 第十項（令第 百二十九条の 二第一項の規 定が適用され 、かつ、全館 避難安全性能 に影響を及ぼ
---	---------	---

基準 に適 合す る準 耐火 構造 の壁 、耐 火構 造の 壁又 は準 耐火 構造 の壁 （防 火区 画を 構成 する 壁に 限る 。）	の状 況
--	---------

(一) 令第百十二 条第一項から 第四項まで又 は第十三項（ 令第百二十九 条の二第一項 の規定が適用 され、かつ、 全館避難安全 性能に影響を 及ぼす修繕等 が行われてい ない場合にあ っては、第十 三項を除く。 ）の規定によ る防火区画 一時間準耐火 基準に適合し ないこと。	(二) (略)	(三) 令第百十二 条第九項、第 十項又は第十 二項（令第百 二十九条の二 第一項の規定 が適用され、 かつ、全館避 難安全性能に
---	---------	---

(十五)	(十四)	(十三)・(十二)	
状況 処理の 填等の 部の充 画貫通 道の区 又は風 他の管 管その 、配電 給水管	(略)	設計図書等 により確認 し、修繕等 が行われ、 かつ、点検 口等がある 場合にあつ ては、点検 口等から目 視により確 認する。	令第百十二条第 十四項若しくは 第十五項又は第 百二十九条の二 の五の規定に適 合しないこと。
			す修繕等が行 われていない 場合にあつて は、第九項を 除く。の規 定による防火 区画 令第百 七条の二の規 定に適合しな いこと。

(十五)	(十四)	(十三)・(十二)	
状況 処理の 填等の 部の充 画貫通 道の区 又は風 他の管 管その 、配電 給水管	(略)	設計図書等 により確認 し、修繕等 が行われ、 かつ、点検 口等がある 場合にあつ ては、点検 口等から目 視により確 認する。	令第百十二条第 十五項若しくは 第十六項又は第 百二十九条の二 の五の規定に適 合しないこと。
			影響を及ぼす 修繕等が行わ れていない場 合にあつては 、第九項及び 第十二項を除 く。の規定 による防火区 画 令第百七 条の二の規定 に適合しない こと。

		(三)	(五) 〽 (七)	(六) ・
		床		
一時 間準 耐火 基準 に適 合す る準 耐火 構造 の床 、耐 火構 造の 床又 は準 耐火 構造 の床 (防 火区 画を 構成 する	準耐火 性能等 の確保 の状況	(略)	(略)	
		設計図書等 により確認 する。		
		次に掲げる各号 のいずれかに該 当すること。 (一) 令第一百十二 条第一項から 第四項まで又 は第十二項（ 令第二百二十九 条の二第一項 の規定が適用 され、かつ、 全館避難安全 性能に影響を 及ぼす修繕等 が行われてい ない場合にあ っては、第十 二項を除く。 ）の規定によ る防火区画 一時間準耐火 基準に適合し ないこと。		

		(三)	(五) 〽 (七)	(六) ・
		床		
一時 間準 耐火 基準 に適 合す る準 耐火 構造 の床 、耐 火構 造の 床又 は準 耐火 構造 の床 (防 火区 画を 構成 する	準耐火 性能等 の確保 の状況	(略)	(略)	
		設計図書等 により確認 する。		
		次に掲げる各号 のいずれかに該 当すること。 (一) 令第一百十二 条第一項から 第四項まで又 は第十三項（ 令第二百二十九 条の二第一項 の規定が適用 され、かつ、 全館避難安全 性能に影響を 及ぼす修繕等 が行われてい ない場合にあ っては、第十 三項を除く。 ）の規定によ る防火区画 一時間準耐火 基準に適合し ないこと。		

	(三)	(三)
--	-----	-----

床に  
限る。

給水管、配電管その他の管又は風 設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検	(略)	
		(二) (略) 令第一百十二 条第九項又は 第十項(令第 百二十九条の 二第一項の規 定が適用され かつ、全館 避難安全性能 に影響を及ぼ す修繕等が行 われていない 場合にあつて は、第九項を 除く。)の規 定による防火 区画 令第百 七条の二の規 定に適合しな いこと。

	(三)	(三)
--	-----	-----

床に  
限る。

給水管、配電管その他の管又は風 設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検	(略)	
		(二) (略) 令第一百十二 条第九項、第 十項又は第十 二項(令第百 二十九条の二 第一項の規定 が適用され、 かつ、全館避 難安全性能に 影響を及ぼす 修繕等が行わ れていない場 合にあつては 、第九項及び 第十二項を除 く。)の規定 による防火区 画 令第百七 条の二の規定 に適合しない こと。

	(三六)	(三七)	(略)	
	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）	居室から地上へ通じる主たる廊下、階段、その他の通路の通路に設置された防火設備における戸	区画に对应した防火設備の状況	道の区画貫通部の充填等の処理の状況
	目視及び設計図書等により確認する。	目視及び設計図書等により確認する。	目視及び設計図書等により確認する。	口等がある場合における点検口等から目視により確認する。
	令第百十二条第十三項の規定に適合しないこと。	令第百十二条第十三項の規定に適合しないこと。	令第百十二条第十三項の規定に適合しないこと。	合しないこと。

	(三六)	(三七)	(略)	
	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）	居室から地上へ通じる主たる廊下、階段、その他の通路の通路に設置された防火設備における戸	区画に对应した防火設備の状況	道の区画貫通部の充填等の処理の状況
	目視及び設計図書等により確認する。	目視及び設計図書等により確認する。	目視及び設計図書等により確認する。	口等がある場合における点検口等から目視により確認する。
	令第百十二条第十四項の規定に適合しないこと。	令第百十二条第十四項の規定に適合しないこと。	令第百十二条第十四項の規定に適合しないこと。	合しないこと。

		(三)	(五)・(六)
--	--	-----	---------

常時閉鎖又は作動の状況 常閉防火設備の閉鎖又は作動の状況 損傷の状況 化及び 枠の劣 本体と のの という 設備 閉防火 下「常 備（以 防火設 にある た状態 作動し 鎖又は 常時閉	(略)	の設置 の状況
		目視により確認する。 常閉防火設備の変形又は損傷により遮炎性能又は遮煙性能（令 第一百十二条第三項第二号に規定する特定防火設備又は常閉防火設備に限る。）に支障があること。

		(三)	(五)・(六)
--	--	-----	---------

常時閉鎖又は作動の状況 常閉防火設備の閉鎖又は作動の状況 損傷の状況 化及び 枠の劣 本体と のの という 設備 閉防火 下「常 備（以 防火設 にある た状態 作動し 鎖又は 常時閉	(略)	の設置 の状況
		目視により確認する。 常閉防火設備の変形又は損傷により遮炎性能又は遮煙性能（令 第一百十二条第四項第二号に規定する特定防火設備又は常閉防火設備に限る。）に支障があること。

(略)		
	(略)	(三) ) (三)
		(略)

(略)		
	(略)	(三) ) (三)
		(略)

（昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件の一部改正）

第二十三条 昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



		改正後	
別表第二			
(略)	(略)	二 共 通	(略)
		(一)	
		部 画 貫 通	(イ) 検査 項目
		の 貫 火 管 戻 作 線 及 び 状 況 部 画 防 の 防 配 油	(ロ) 検査 事項
		の 貫 火 管 戻 作 線 及 び 状 況 部 画 防 の 防 配 油	(ハ) 検査方法
		防 火 区 画 貫 通 部 の 措 置 の 状 況 を 目 視 に よ り 確 認 す る。 。	
		令 第 百 十 二 条 第 十 四 項 又 は 令 第 百 二 十 九 条 の 二 の 五 第 一 項 第 七 号 の 規 定 に 適 合 し な い こ と 。	(ニ) 判定基準
別表第二			
改正前			
別表第二			
(略)	(略)	二 共 通	(略)
		(一)	
		部 画 貫 通	(イ) 検査 項目
		の 貫 火 管 戻 作 線 及 び 状 況 部 画 防 の 防 配 油	(ロ) 検査 事項
		の 貫 火 管 戻 作 線 及 び 状 況 部 画 防 の 防 配 油	(ハ) 検査方法
		防 火 区 画 貫 通 部 の 措 置 の 状 況 を 目 視 に よ り 確 認 す る。 。	
		令 第 百 十 二 条 第 十 五 項 又 は 令 第 百 二 十 九 条 の 二 の 五 第 一 項 第 七 号 の 規 定 に 適 合 し な い こ と 。	(ニ) 判定基準

（建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件の一部改正）

第二十四条 建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第 二百八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。







				五電 源別置 形の蓄 電池	(略)	
(略)	(七)	(略)	(一)			
				蓄電池		
(略)	充電器		蓄電池等の状況			(略)
	充電器の防火区画等の貫通措置の状況		蓄電池等の防火区画等の貫通措置の状況			
	目視により確認する。		目視により確認する。			
令第一百二十二条第十四項若しくは第十五項又は令第二百二十九条の二の五第一項第七号の規定に適合しないこと。		令第一百二十二条第十四項若しくは第十五項又は令第二百二十九条の二の五第一項第七号の規定に適合しないこと。				

				五電 源別置 形の蓄 電池	(略)	
(略)	(七)	(略)	(一)			
				蓄電池		
(略)	充電器		蓄電池等の状況			(略)
	充電器の防火区画等の貫通措置の状況		蓄電池等の防火区画等の貫通措置の状況			
	目視により確認する。		目視により確認する。			
令第一百二十二条第十五項若しくは第十六項又は令第二百二十九条の二の五第一項第七号の規定に適合しないこと。		令第一百二十二条第十五項若しくは第十六項又は令第二百二十九条の二の五第一項第七号の規定に適合しないこと。				

		六 自 家 用 発 電 装 置
(略)	(略)	(一)
自家用発電装置		
(略)	自家用発電装置等の状況	
	(略)	自家用 発電機 室の防 火区画 等の貫 通措置 の状況
		目視により確認す る。
令第百十二 条第十四項 若しくは第 十五項又は 令第百二十 九条の二の 五第一項第 七号の規定 に適合しな いこと。		

		六 自 家 用 発 電 装 置
(略)	(略)	(一)
自家用発電装置		
(略)	自家用発電装置等の状況	
	(略)	自家用 発電機 室の防 火区画 等の貫 通措置 の状況
		目視により確認す る。
令第百十二 条第十五項 若しくは第 十六項又は 令第百二十 九条の二の 五第一項第 七号の規定 に適合しな いこと。		

（建築基準法第七条の六第一項第二号の国土交通大臣が定める基準等を定める件の一部改正）

第二十五条 建築基準法第七条の六第一項第二号の国土交通大臣が定める基準等を定める件（平成二十七年国土交通省告示第二百四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



改正後

第一 (略)

2 (略)

3 新築の工事又は第三に定める工事が完了していない場合において仮使用の認定の申請が行われた場合においては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該申請に係る建築物及びその敷地がそれぞれ当該各号に定める基準に適合するものであること。

一 (略)

二 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる基準に適合すること。

イ (略)

ロ 令第十二条第五項、第九項（ただし書を除く。）から第十一项まで及び第十三項から第十五項までの規定は、仮使用の認定の申請に係る建築物について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	
令第百 十二條 第十三 項	若しくは作動をした状態にあるか、又は随時閉鎖若しくは作動をできるもので
をした状態に	

ハ・ニ (略)

ホ 建築物の建替え（現に存する一以上の建築物（以下「従前の建築物」という。）の同一敷地内に新たに建築物を建設し、当該建設の開始後において従前の建築物を一以上除却することをいう。）により新たに建設された建築物又は建築物の部分を仮使用する

改正前

第一 (略)

2 (略)

3 新築の工事又は第三に定める工事が完了していない場合において仮使用の認定の申請が行われた場合においては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該申請に係る建築物及びその敷地がそれぞれ当該各号に定める基準に適合するものであること。

一 (略)

二 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる基準に適合すること。

イ (略)

ロ 令第十二条第五項、第九項（ただし書を除く。）から第十一项まで及び第十四項から第十六項までの規定は、仮使用の認定の申請に係る建築物について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	
令第百 十二條 第十四 項	若しくは作動をした状態にあるか、又は随時閉鎖若しくは作動をできるもので
をした状態に	

ハ・ニ (略)

ホ 建築物の建替え（現に存する一以上の建築物（以下「従前の建築物」という。）の同一敷地内に新たに建築物を建設し、当該建設の開始後において従前の建築物を一以上除却することをいう。）により新たに建設された建築物又は建築物の部分を仮使用する

4

(略)

場合において、当該建築物又は建築物の部分について法第二条第九号の二若しくは第九号の三、法第二十三条、法第二十五条、法第二十八条（居室の採光に有効な部分の面積に係る部分に限る。）、法第三章若しくは令第百二十条第一項若しくは令第百二十六条の四（これらの規定中令第百二十六条の二第一項第一号に該当する窓その他の開口部を有しない居室に係る部分に限る。）の規定又はこれらに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないことやむを得ないと認められる場合においては、従前の建築物の除却を完了するまでの間これらの規定に適合することを要しない。

4

(略)

場合において、当該建築物又は建築物の部分について法第二条第九号の二若しくは第九号の三、法第二十三条、法第二十四条、法第二十五条、法第二十八条（居室の採光に有効な部分の面積に係る部分に限る。）、法第三章若しくは令第百二十条第一項若しくは令第百二十六条の四（これらの規定中令第百二十六条の二第一項第一号に該当する窓その他の開口部を有しない居室に係る部分に限る。）の規定又はこれらに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないことやむを得ないと認められる場合においては、従前の建築物の除却を完了するまでの間これらの規定に適合することを要しない。

（壁等の構造方法を定める件の一部改正）

第二十六条 壁等の構造方法を定める件（平成二十七年国土交通省告示第二百五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第二 壁等を構成する建築物の部分及び防火設備の構造方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 耐力壁である間仕切壁及び防火設備により区画する場合 次のイ及びロに適合するものであること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 防火設備は、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるものとする。</p> <p>(1) 平成二十七年国土交通省告示第二百四十九号第一号ロ(2)の防火設備からの水平距離を火災継続予測時間が九十分間以下の場合の数値とした場合において、防火設備の両面が同号ロ(2)に該当する場合 次の(i)から(iii)までに適合するものであること。</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) 令第一百十二条第十三項第一号イからハまでに掲げる要件を満たし、かつ、防火上支障のない遮煙性能を有するとともに、常時閉鎖をした状態にあるもの以外のものにあつては、火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖をするものであること。</p> <p>(iii) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>第八 令第一百十二条第十四項の規定は給水管、配電管その他の管が壁等を貫通する場合に、同条第十五項の規定は換気、暖房又は冷房の設備の風道が壁等を貫通する場合に準用する。</p>	<p>第二 壁等を構成する建築物の部分及び防火設備の構造方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 耐力壁である間仕切壁及び防火設備により区画する場合 次のイ及びロに適合するものであること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 防火設備は、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるものとする。</p> <p>(1) 平成二十七年国土交通省告示第二百四十九号第一号ロ(2)の防火設備からの水平距離を火災継続予測時間が九十分間以下の場合の数値とした場合において、防火設備の両面が同号ロ(2)に該当する場合 次の(i)から(iii)までに適合するものであること。</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) 令第一百十二条第十四項第一号イからハまでに掲げる要件を満たし、かつ、防火上支障のない遮煙性能を有するとともに、常時閉鎖をした状態にあるもの以外のものにあつては、火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖をするものであること。</p> <p>(iii) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>第八 令第一百十二条第十五項の規定は給水管、配電管その他の管が壁等を貫通する場合に、同条第十六項の規定は換気、暖房又は冷房の設備の風道が壁等を貫通する場合に準用する。</p>

（強化天井の構造方法を定める件の一部改正）

第二十七条 強化天井の構造方法を定める件（平成二十八年国土交通省告示第六百九十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>建築基準法施行令（以下「令」という。）第百十二条第二項第一号に規定する強化天井の構造方法は、次に掲げる基準に適合するものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 給水管、配電管その他の管が強化天井を貫通する場合には、当該管と強化天井との隙間をロックウールその他の不燃材料で埋めるとともに、当該管の構造を令第百二十九条の二の五第一項第七号イからハまでのいずれかに適合するものとする。この場合において、同号ハ中「二十分間（第百十二条第一項から第四項まで、同条第五項（同条第六項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第七項の規定により床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。）」、同条第八項（同条第六項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第七項の規定により床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。）」若しくは同条第十二項の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は第百十三条第一項の防火壁にあつては「一時間、第百十四条第一項の界壁、同条第二項の間仕切壁又は同条第三項若しくは第四項の隔壁にあつては四十五分間」とあるのは、「一時間」と読み替えるものとする。</p> <p>三 換気、暖房又は冷房の設備の風道が強化天井を貫通する場合においては、当該風道の強化天井を貫通する部分又はこれに近接する部分に令第百十二条第十五項に規定する構造の特定防火設備を設けていること。</p> <p>四 （略）</p>	<p>建築基準法施行令（以下「令」という。）第百十二条第二項第一号に規定する強化天井の構造方法は、次に掲げる基準に適合するものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 給水管、配電管その他の管が強化天井を貫通する場合には、当該管と強化天井との隙間をロックウールその他の不燃材料で埋めるとともに、当該管の構造を令第百二十九条の二の五第一項第七号イからハまでのいずれかに適合するものとする。この場合において、同号ハ中「二十分間（第百十二条第一項から第四項まで、同条第五項（同条第六項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第七項の規定により床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。）」、同条第八項（同条第六項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第七項の規定により床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。）」若しくは同条第十三項の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は第百十三条第一項の防火壁にあつては「一時間、第百十四条第一項の界壁、同条第二項の間仕切壁又は同条第三項若しくは第四項の隔壁にあつては四十五分間」とあるのは、「一時間」と読み替えるものとする。</p> <p>三 換気、暖房又は冷房の設備の風道が強化天井を貫通する場合においては、当該風道の強化天井を貫通する部分又はこれに近接する部分に令第百十二条第十六項に規定する構造の特定防火設備を設けていること。</p> <p>四 （略）</p>

（通常の火災時において相互に火熱又は煙若しくはガスによる防火上有害な影響を及ぼさない構造方法を定める件の一部改正）

第二十八条 通常の火災時において相互に火熱又は煙若しくはガスによる防火上有害な影響を及ぼさない構造方法を定める件（平成二十八年国土交通省告示第六百九十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

建築基準法施行令（以下「令」という。）第百七十七条第二項第二号に規定する通常の火災時において相互に火熱又は煙若しくはガスによる防火上有害な影響を及ぼさない構造方法は、建築物の二以上の部分（以下「被区画部分」という。）を連絡する室として、次の各号に掲げる基準に適合する渡り廊下のみを設けたものとする。

一～五 （略）

六 区画開口部に、次に掲げる基準に適合する特定防火設備を設けていること。

イ 令百十二条第十三項第二号イ及びロに掲げる構造とすること。  
。ただし、渡り廊下に令百二十六条の三第一項に適合する排煙設備を設けた場合にあつては、令百十二条第十三項第二号ロの規定については、この限りでない。

ロ （略）

七 （略）

八 給水管、配電管その他の管が渡り廊下の壁（屋外に面するものを除く。）を貫通する場合においては、当該管と当該壁との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めるとともに、当該管の構造を令百二十九条の二の五第一項第七号イからハまでのいずれかに適合するものとする。ただし、一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で建築物の他の部分と区画されたパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中にある部分については、この限りでない。この場合において、同号ハ中「二十分間（第百十二条第一項から第四項まで、同条第五項（同条第六項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第七項の規定により床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。）」、同条第八項（同条第六項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画する場合

改正前

建築基準法施行令（以下「令」という。）第百七十七条第二項第二号に規定する通常の火災時において相互に火熱又は煙若しくはガスによる防火上有害な影響を及ぼさない構造方法は、建築物の二以上の部分（以下「被区画部分」という。）を連絡する室として、次の各号に掲げる基準に適合する渡り廊下のみを設けたものとする。

一～五 （略）

六 区画開口部に、次に掲げる基準に適合する特定防火設備を設けていること。

イ 令百十二条第十四項第二号イ及びロに掲げる構造とすること。  
。ただし、渡り廊下に令百二十六条の三第一項に適合する排煙設備を設けた場合にあつては、令百十二条第十四項第二号ロの規定については、この限りでない。

ロ （略）

七 （略）

八 給水管、配電管その他の管が渡り廊下の壁（屋外に面するものを除く。）を貫通する場合においては、当該管と当該壁との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めるとともに、当該管の構造を令百二十九条の二の五第一項第七号イからハまでのいずれかに適合するものとする。ただし、一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で建築物の他の部分と区画されたパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中にある部分については、この限りでない。この場合において、同号ハ中「二十分間（第百十二条第一項から第四項まで、同条第五項（同条第六項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第七項の規定により床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。）」、同条第八項（同条第六項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画する場合



又は同条第七項の規定により床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。)若しくは同条第十二項の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は第百十三条第一項の防火壁にあつては一時間、第百十四条第一項の界壁、同条第二項の間仕切壁又は同条第三項若しくは第四項の隔壁にあつては四十五分間)とあるのは、「一時間」と読み替えるものとする。

九 換気、暖房又は冷房の設備の風道が渡り廊下の壁(屋外に面するものを除く。)を貫通する場合には、当該風道の当該壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に令第百十二条第十五項に規定する構造の特定防火設備を設けていること。

十 (略)

又は同条第七項の規定により床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。)若しくは同条第十三項の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は第百十三条第一項の防火壁にあつては一時間、第百十四条第一項の界壁、同条第二項の間仕切壁又は同条第三項若しくは第四項の隔壁にあつては四十五分間)とあるのは、「一時間」と読み替えるものとする。

九 換気、暖房又は冷房の設備の風道が渡り廊下の壁(屋外に面するものを除く。)を貫通する場合には、当該風道の当該壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に令第百十二条第十六項に規定する構造の特定防火設備を設けていること。

十 (略)

（非常用照明器具の設置方法及び火災その他の災害が発生した場合における宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置を定める件の一部改正）

第二十九条 非常用照明器具の設置方法及び火災その他の災害が発生した場合における宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置を定める件（平成二十九年国土交通省告示第千百九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

第二 国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則第一条第三号の火災その他の災害が発生した場合における宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置は、次の各号（当該届出住宅に人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者が不在とならない場合であつて、宿泊室の床面積の合計が五十平方メートル以下であるときは、第二号）に定めるものとする。

一 同一の届出住宅内の二以上の宿泊室に、複数の宿泊者を同時に宿泊させる場合（当該複数の宿泊者を一の契約により宿泊させる場合を除く。）にあつては、次のイ又はロに掲げる措置を講じること。

ただし、宿泊者使用部分（届出住宅のうち宿泊者の使用に供する部分をいう。以下同じ。）を平成二十六年国土交通省告示第八百六十号各号のいずれかに該当するものとし、かつ、宿泊者使用部分の各居室（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。）に、消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第七条第三項第一号に規定する自動火災報知設備又は同令第二十九条の四第一項に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等（自動火災報知設備に代えて用いることができるものに限る。）を設けた場合は、この限りでない。

イ 次に掲げる措置

(1) (3) (略)

(4) 給水管、配電管その他の管が(1)から(3)までの壁を貫通する場合には、建築基準法施行令第一百四十五条第五項において準用する同令第一百二十四条第十四項の規定に適合すること

(5) 換気、暖房又は冷房の設備の風道が(1)から(3)までの壁を貫通する場合には、建築基準法施行令第一百四十五条第五項において読み替えて準用する同令第一百二十五条第十五項の規定に適合すること

改正前

第二 国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則第一条第三号の火災その他の災害が発生した場合における宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置は、次の各号（当該届出住宅に人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者が不在とならない場合であつて、宿泊室の床面積の合計が五十平方メートル以下であるときは、第二号）に定めるものとする。

一 同一の届出住宅内の二以上の宿泊室に、複数の宿泊者を同時に宿泊させる場合（当該複数の宿泊者を一の契約により宿泊させる場合を除く。）にあつては、次のイ又はロに掲げる措置を講じること。

ただし、宿泊者使用部分（届出住宅のうち宿泊者の使用に供する部分をいう。以下同じ。）を平成二十六年国土交通省告示第八百六十号各号のいずれかに該当するものとし、かつ、宿泊者使用部分の各居室（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。）に、消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第七条第三項第一号に規定する自動火災報知設備又は同令第二十九条の四第一項に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等（自動火災報知設備に代えて用いることができるものに限る。）を設けた場合は、この限りでない。

イ 次に掲げる措置

(1) (3) (略)

(4) 給水管、配電管その他の管が(1)から(3)までの壁を貫通する場合には、建築基準法施行令第一百四十五条第五項において準用する同令第一百二十五条第十五項の規定に適合すること

(5) 換気、暖房又は冷房の設備の風道が(1)から(3)までの壁を貫通する場合には、建築基準法施行令第一百四十五条第五項において読み替えて準用する同令第一百二十六条第十六項の規定に適合すること

二 口  
(略) (略)

二 口  
(略) (略)

## 附 則

この告示は、建築基準法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年九月二十五日）から施行する。